

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月25日

【会社名】 大塚ホールディングス株式会社

【英訳名】 Otsuka Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 樋口 達夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田司町二丁目9番地
(同所は登記上の所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。)

【電話番号】 03 - 6717 - 1410

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営財務会計部長 大坪 清高

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー12階

【電話番号】 03 - 6717 - 1410

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営財務会計部長 大坪 清高

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】 募集金額
ブックビルディング方式による募集 39,610,000,000円
売出金額
(引受人の買取引受けによる国内売出し)
ブックビルディング方式による売出し 22,000,000,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)
ブックビルディング方式による売出し 9,900,000,000円
(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年11月12日付をもって提出した有価証券届出書及び平成22年11月16日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集23,300,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項並びにブックビルディング方式による売出し14,500,000株（引受人の買取引受けによる国内売出し10,000,000株、オーバーアロットメントによる売出し4,500,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項を、平成22年11月25日開催の取締役会において決定いたしましたので、これらに関連する事項を訂正するため、また、引受人の買取引受けによる国内売出しに係る売出人及び売出株式数の内訳の変更に伴い「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|-----------------|--|
| 普通株式 | 23,300,000(注)3. | 1単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 |

(注)1.平成22年11月12日開催の取締役会決議によっております。

2.当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3.上記発行数は、平成22年11月12日開催の取締役会において決議された38,678,800株の公募による新株式発行及び41,321,200株の公募による自己株式の処分に係る募集株式数合計80,000,000株(以下「公募総数」という。)のうち、日本国内における募集(以下「国内募集」という。)に係る公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本有価証券届出書の対象とした国内募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、公募総数については、平成22年11月25日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

公募総数のうち残余の56,700,000株について、国内募集と同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)における募集(以下「海外募集」といい、国内募集と併せて「本募集」という。)が行われる予定であります。その詳細は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.海外募集について」をご参照下さい。

国内募集と海外募集の最終的な内訳は、公募総数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日(平成22年12月6日)に決定される予定であります。

後記「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受けによる国内売出し)」に記載のとおり、国内募集と同時に、当社の株主が保有する当社普通株式10,000,000株の日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。)が行われる予定であります。

さらに、後記「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のとおり、需要状況を勘案し、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しとは別に、4,500,000株を上限として、野村證券株式会社が野村ホールディングス株式会社から借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を追加的に行う場合があります。

また、本募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割り当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

4.本募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(これらを併せて、以下「グローバル・オフリング」という。)のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、モルガン・スタンレーMUF証券株式会社及びUBS証券会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。)であります。

国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの主幹会社は、野村證券株式会社であり、当社株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社が行います。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、モルガン・スタンレーMUF証券株式会社及びUBS証券会社が共同で行います。

5.グローバル・オフリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4.ロックアップについて」をご参照下さい。

6.国内募集に係る株式数のうち、一部の株式が当社の従業員持株会に対して販売される予定であります。

(訂正後)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|-----------------|--|
| 普通株式 | 23,300,000(注)3. | 1単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 |

(注) 1. 平成22年11月12日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記発行数は、平成22年11月12日開催の取締役会において決議された38,678,800株の公募による新株式発行及び41,321,200株の公募による自己株式の処分に係る募集株式数合計80,000,000株(以下「公募総数」という。)のうち、日本国内における募集(以下「国内募集」という。)に係る公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本有価証券届出書の対象とした国内募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

公募総数のうち残余の56,700,000株について、国内募集と同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)における募集(以下「海外募集」といい、国内募集と併せて「本募集」という。)が行われる予定であります。その詳細は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 海外募集について」をご参照下さい。

国内募集と海外募集の最終的な内訳は、公募総数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日(平成22年12月6日)に決定される予定であります。

後記「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受けによる国内売出し)」に記載のとおり、国内募集と同時に、当社の株主が保有する当社普通株式10,000,000株の日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。)が行われる予定であります。

さらに、後記「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のとおり、需要状況を勘案し、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しとは別に、4,500,000株を上限として、野村證券株式会社が野村ホールディングス株式会社から借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を追加的に行う場合があります。

また、本募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割り当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

4. 本募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(これらを併せて、以下「グローバル・オフリング」という。)のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、モルガン・スタンレーMUF証券株式会社及びUBS証券会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。)であります。

国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの主幹事会社は、野村證券株式会社であり、当社株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社が行います。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、モルガン・スタンレーMUF証券株式会社及びUBS証券会社が共同で行います。

5. グローバル・オフリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

6. 国内募集に係る株式数のうち、一部の株式が当社の従業員持株会に対して販売される予定であります。

2【募集の方法】

（訂正前）

平成22年12月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は平成22年11月25日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数（株） | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|------------------|------------|----------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 23,300,000 | 47,532,000,000 | - |
| 計（総発行株式） | 23,300,000 | 47,532,000,000 | - |

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．国内募集は自己株式の処分により行われ、払込金額は資本組入れされません。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,400円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は55,920,000,000円となります。

（訂正後）

平成22年12月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は平成22年11月25日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,700円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数（株） | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|------------------|------------|----------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 23,300,000 | 39,610,000,000 | - |
| 計（総発行株式） | 23,300,000 | 39,610,000,000 | - |

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．国内募集は自己株式の処分により行われ、払込金額は資本組入れされません。

5．仮条件（2,000円～2,400円）の平均価格（2,200円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は51,260,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本組 入額 (円) | 申込株 数単位 (株) | 申込期間 | 申込証 拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------------|-----------------------------------|------------------|----------------|
| 未定 (注)1. | 未定 (注)1. | 未定 (注)2. | - | 100 | 自平成22年12月7日(火) 至平成22年12月10日(金) | 未定 (注)4. | 平成22年12月14日(火) |

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成22年11月25日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成22年12月6日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成22年11月25日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成22年12月6日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 国内募集は自己株式の処分により行われ、払込金額は資本組入れされません。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成22年12月15日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。国内募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 申込みに先立ち、平成22年11月26日から平成22年12月3日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は、国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、海外募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。また、海外募集が中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しを中止いたします。

(訂正後)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本組 入額 (円) | 申込株 数単位 (株) | 申込期間 | 申込証 拠金 (円) | 払込期日 |
|---------------|---------------|-------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|----------------|
| 未定 (注) 1 . | 未定 (注) 1 . | 1,700 | - | 100 | 自 平成22年12月 7日(火) 至 平成22年12月10日(金) | 未定 (注) 4 . | 平成22年12月14日(火) |

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,000円以上2,400円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成22年12月6日に引受価額と同時に決定する予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

安定的な財務基盤のもと、各セグメントでブランド力のある複数の製品を有している。

医療関連事業では、主力製品である「エビリファイ」(「ABILIFY」)のグローバルでの売上を中心に、中期的な成長が期待できる。

「エビリファイ」(「ABILIFY」)の業績に与える影響度が高く、特許権保護期間満了後の収益性の確保が課題である。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は2,000円から2,400円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,700円)及び平成22年12月6日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 国内募集は自己株式の処分により行われ、払込金額は資本組入れされません。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、平成22年12月15日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。国内募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 申込み在先立ち、平成22年11月26日から平成22年12月3日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 引受価額が会社法上の払込金額(1,700円)を下回る場合は、国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、海外募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。また、海外募集が中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しを中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-----------------------|-----------------------|--------------|---|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 未定 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成22年12月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| モルガン・スタンレー | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 | | |
| MUF G証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | | |
| UBS証券会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | | |
| 大和証券キャピタル・マーケティング株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | | |
| 日興コーディアル証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | | |
| 株式会社SBI証券 | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 | | |
| 岡三証券株式会社 | 大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号 | | |
| 高木証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 | | |
| マネックス証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 | | |
| 計 | - | 23,300,000 | - |

- (注) 1. 引受株式数及び引受けの条件は、平成22年11月25日開催予定の取締役会において決定する予定であり、引受株式数については変更される可能性があります。
2. 当社は、上記引受人と発行価格決定日(平成22年12月6日)に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、国内募集に係る募集株式数のうち、10,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-----------------------------|----------------------------|--------------|---|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 10,201,800 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成22年12月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| モルガン・スタンレー M U F G証券株式会社 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 | 5,550,000 | |
| U B S証券会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 5,550,000 | |
| 大和証券キャピタル・マー ケッツ株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 499,500 | |
| 日興コーディアル証券株式 会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 499,500 | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 333,000 | |
| 三菱U F Jモルガン・スタ ンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 333,000 | |
| 株式会社S B I証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 83,300 | |
| 岡三証券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 | 83,300 | |
| 高木証券株式会社 | 大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1 - 400号 | 83,300 | |
| マネックス証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 | 83,300 | |
| 計 | - | 23,300,000 | - |

(注) 1. 引受株式数については変更される可能性があります。

2. 当社は、上記引受人と発行価格決定日（平成22年12月6日）に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、国内募集に係る募集株式数のうち、10,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|----------------|--------------|----------------|
| 53,347,680,000 | 195,000,000 | 53,152,680,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、国内募集における自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,400円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、国内募集における自己株式の処分に係る諸費用の概算額の合計額であり、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|----------------|--------------|----------------|
| 48,902,040,000 | 195,000,000 | 48,707,040,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、国内募集における自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,000円~2,400円)の平均価格(2,200円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、国内募集における自己株式の処分に係る諸費用の概算額の合計額であり、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の差引手取概算額53,152,680千円については、その全額を当社及び連結子会社において、医療関連事業におけるパイプライン等の拡充、及びニュートラシューティカルズ関連事業における製品の拡充や販売体制の強化等を目的とした投資資金に充当する予定であります。

使途別の具体的な内容、金額及び充当予定時期については、現時点において決定していないため、実際の充当時期までは、当社において安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

なお、連結子会社においては、当社からの投融資によりこれらの資金を充当する予定であります。

(注) ニュートラシューティカルズとは、栄養「Nutrition」+薬「Pharmaceuticals」の造語であり、科学的根拠をもとに開発された医薬部外品や機能性食品及び栄養補助食品等を意味します。

(訂正後)

上記の差引手取概算額48,707,040千円については、その全額を当社及び連結子会社において、医療関連事業におけるパイプライン等の拡充、及びニュートラシューティカルズ関連事業における製品の拡充や販売体制の強化等を目的とした投資資金に充当する予定であります。

使途別の具体的な内容、金額及び充当予定時期については、現時点において決定していないため、実際の充当時期までは、当社において安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

なお、連結子会社においては、当社からの投融資によりこれらの資金を充当する予定であります。

(注) ニュートラシューティカルズとは、栄養「Nutrition」+薬「Pharmaceuticals」の造語であり、科学的根拠をもとに開発された医薬部外品や機能性食品及び栄養補助食品等を意味します。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）】

(訂正前)

平成22年12月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる国内売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|-------------------|------------|----------------|---|
| - | 入札方式のうち入札による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 10,000,000 | 24,000,000,000 | 東京都千代田区神田錦町一丁目27番地 大鵬薬品工業株式会社 1,197,000株 大阪府大阪市中央区大手通三丁目2番21号 大塚オーミ陶業株式会社 1,185,900株 東京都千代田区神田司町二丁目12番地1 アース製薬株式会社 222,300株 <u>東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号</u> <u>大塚グループ投資事業有限責任組合A</u> <u>163,400株</u> 東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号 大塚グループ投資事業有限責任組合B 150,000株 東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号 大塚グループ投資事業有限責任組合C 150,000株 大阪府大阪市港区石田一丁目3番16号 大塚倉庫株式会社 32,600株 その他個人株主520名 6,898,800株(注)9 |
| 計（総売出株式） | - | 10,000,000 | 24,000,000,000 | - |

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

- 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」（注）3.に記載のとおり、引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、国内募集が行われる予定です。
- 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,400円）で算出した見込額であります。
- 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

6. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」(注)3.並びに後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載のとおり、引受人の買取引受けによる国内売出し及び本募集において国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割り当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。
8. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載のとおり、グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
9. 特別利害関係者等又は株主上位50名以外の個人株主の売出人は、その他個人株主としてまとめて記載しております。売出株式数別の分布は以下のとおりです。
- | | | |
|--------------------|------|--------------|
| 100株以上10,000株未満 | 277名 | 計 1,004,600株 |
| 10,000株以上20,000株未満 | 136名 | 計 1,658,500株 |
| 20,000株以上30,000株未満 | 49名 | 計 1,124,600株 |
| 30,000株以上 | 58名 | 計 3,111,100株 |
- なお、特別利害関係者等の範囲は、次のとおりです。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員。
 - (2) 当社の大株主上位10名。
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員。
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社。

(訂正後)

平成22年12月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる国内売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|-------------------|------------|-----------------------|---|
| - | 入札方式のうち入札による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 10,000,000 | <u>22,000,000,000</u> | <p>東京都千代田区神田錦町一丁目27番地 大鵬薬品工業株式会社 1,197,000株</p> <p>大阪府大阪市中央区大手通三丁目2番21号 大塚オーミ陶業株式会社 1,185,900株</p> <p><u>東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号</u> 大塚グループ投資事業有限責任組合A 239,400株</p> <p>東京都千代田区神田司町二丁目12番地1 アース製薬株式会社 222,300株</p> <p>東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号 大塚グループ投資事業有限責任組合B 150,000株</p> <p>東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号 大塚グループ投資事業有限責任組合C 150,000株</p> <p>大阪府大阪市港区石田一丁目3番16号 大塚倉庫株式会社 32,600株</p> <p>その他個人株主515名 6,822,800株(注)9</p> |
| 計（総売出株式） | - | 10,000,000 | <u>22,000,000,000</u> | - |

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」(注) 3.に記載のとおり、引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、国内募集が行われる予定です。
3. 売出価額の総額は、仮条件(2,000円~2,400円)の平均価格(2,200円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

6. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」(注)3.並びに後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載のとおり、引受人の買取引受けによる国内売出し及び本募集において国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割り当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。
8. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載のとおり、グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
9. 特別利害関係者等又は株主上位50名以外の個人株主の売出人は、その他個人株主としてまとめて記載しております。売出株式数別の分布は以下のとおりです。
- | | | | |
|--------------------|------|---|------------|
| 100株以上10,000株未満 | 274名 | 計 | 988,600株 |
| 10,000株以上20,000株未満 | 135名 | 計 | 1,648,500株 |
| 20,000株以上30,000株未満 | 49名 | 計 | 1,124,600株 |
| 30,000株以上 | 57名 | 計 | 3,061,100株 |
- なお、特別利害関係者等の範囲は、次のとおりです。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員。
 - (2) 当社の大株主上位10名。
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員。
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|-------------------|-----------|-----------------------|---|
| - | 入札方式のうち入札による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 4,500,000 | <u>10,800,000,000</u> | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 4,500,000株 |
| 計(総売出株式) | - | 4,500,000 | <u>10,800,000,000</u> | - |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及びUBS証券会社と協議の上、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 国内募集又は引受人の買取引受けによる国内売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,400円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏 名又は名称 |
|----------|-----------------------|-----------|----------------------|---|
| - | 入札方式のうち入札 による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札 によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 4,500,000 | <u>9,900,000,000</u> | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 4,500,000株 |
| 計(総売出株式) | - | 4,500,000 | <u>9,900,000,000</u> | - |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及びUBS証券会社と協議の上、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 国内募集又は引受人の買取引受けによる国内売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(2,000円~2,400円)の平均価格(2,200円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。